

# 「介護サービス情報の公表」制度を活用して、 ご利用者やご家族に安心の介護サービスを。

インターネットで、介護サービス事業者の情報がいつでもラクに検索できます。

現在、全国には数多くの介護サービス事業所がサービスを提供しています。

平成18年度よりスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、

ご利用者の皆さまがより適切な介護サービスや事業者・施設を選ぶための情報を提供する仕組みです。



## 「介護サービス情報の公表」のしくみ

介護サービス事業者は、自らのサービス内容や運営状況の情報を、公平・公正な環境で公表します。



介護保険の  
事業者および施設

年1回程度  
情報を報告

どのような施設、  
どのようなサービスが  
あるんだろう？



介護サービスの  
ご利用者・ご家族など

実施主体

都道府県  
または  
指定機関

公平性、公正性を確保する  
ため、都道府県（または  
その指定機関）が実施  
主体となっています。

報告内容について  
事実かどうか調査

ホームページで公表されている情報を閲覧



都道府県または  
指定情報公表センター

公表されている情報

基本情報

職員体制、利用料金などの基本的な  
事実情報で、事業者が報告した  
ことがそのまま公表されます。

運営情報

介護サービスに関するマニュアルの有無、  
サービス提供内容の記録管理の有無など、  
事業者が報告した情報について調査機関が事実  
確認の調査(3年に1回)を行った後に公表。

「介護サービス情報の公表」  
制度でこんなイイところ

## 1 同じ情報を 共有できること

ご利用者やご家族をはじめ、ケア  
マネジャーや事業者などと同じ  
情報を共有できるので、サービス  
利用における相談がしやすくなり  
ます。

## 2 介護サービスの 質の向上に

事業者は、サービス改善のための  
自主努力などを自ら公表し、より  
適切な事業者がご利用者やご家族  
から選ばれることを通じて、介護サ  
ービスの質の向上が期待されます。